

高齢女性の貧困

家事ハラ社会と私たち

和光大学・ジャーナリスト 竹信三恵子

ほとどの年代も女性の貧困率は高い



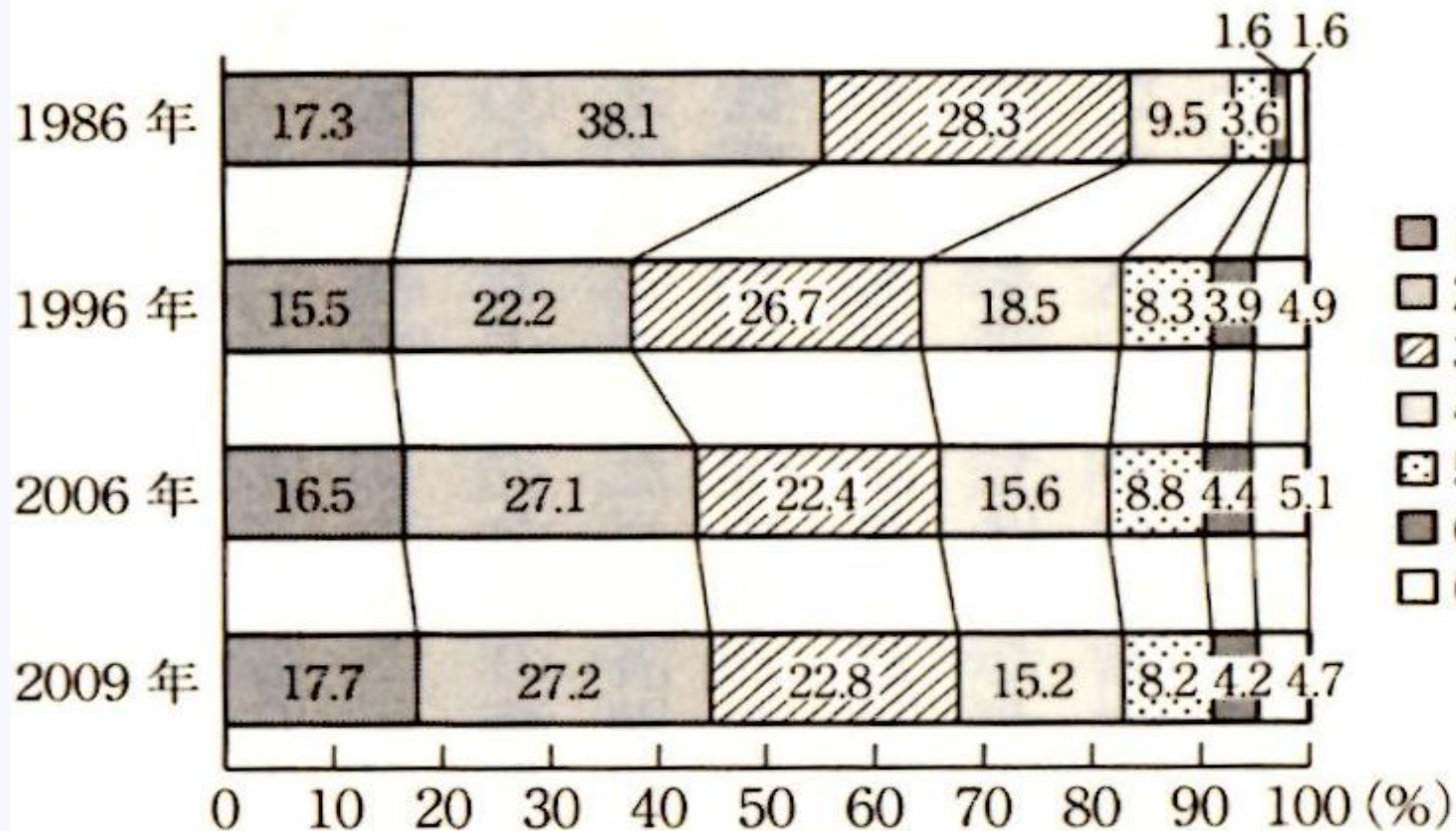
単身女性の3人に1人が貧困 (2012年国立社会保障人口問題研調査)

- 20～64歳の単身女性の32%
(男性25%)
- 65歳以上の高齢単身女性の47%
(男性29%)
- 19歳以下の子のいるシングルマザーの48%

2006年発表のOECD調査

- 「稼働世代の貧困率が13・5%と米国(13・7%)に次ぐ高さ
- 日本のシングルマザーの貧困率(05年)は58%(OECD平均は21%)
- その後も先進国中もっとも高い日本のシングルマザーの貧困率
- 働くシングルマザーが働かないシングルマザーより貧困率高いのはトルコと日本だけ

均等法は女性の低所得を 解決しなかった

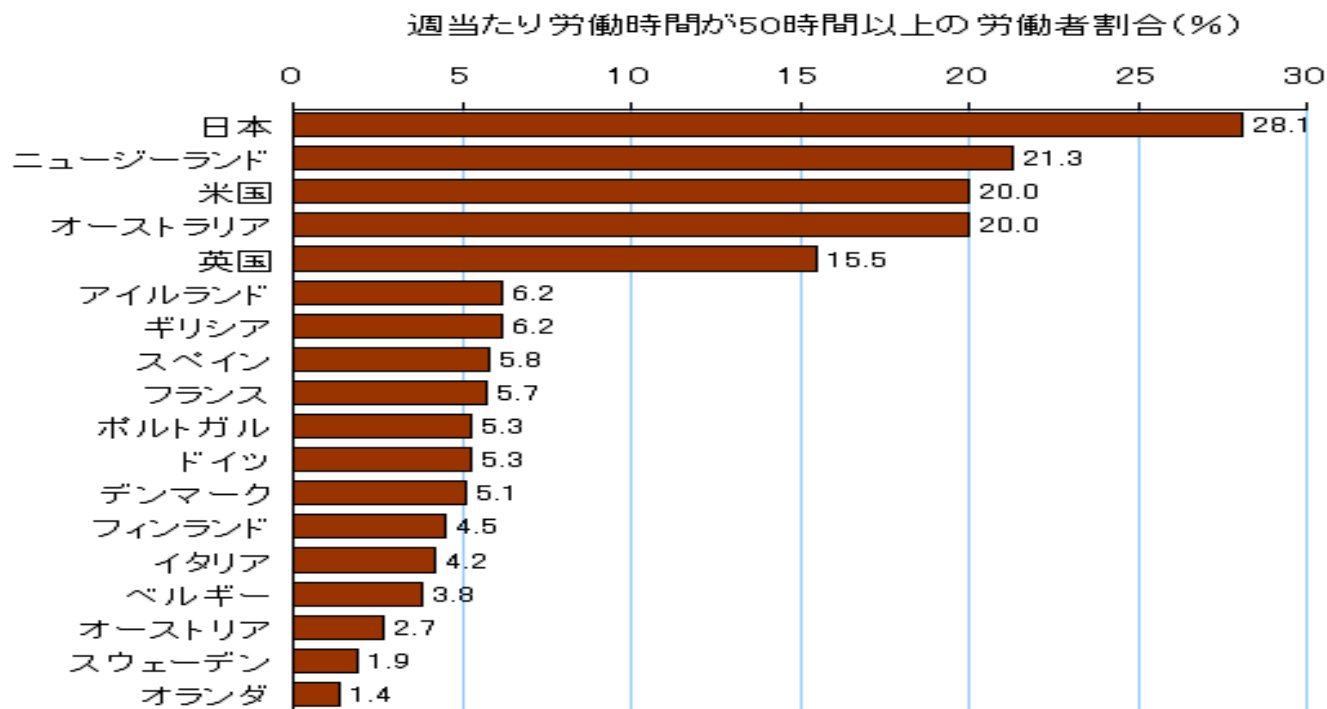


(資料) 国税庁「民間給与実態統計調査」(各年度)より作成。

図表 1-2 女性の給与所得の分布の変化

週50時間以上の労働者国際比較

長時間労働者比率(2000年)



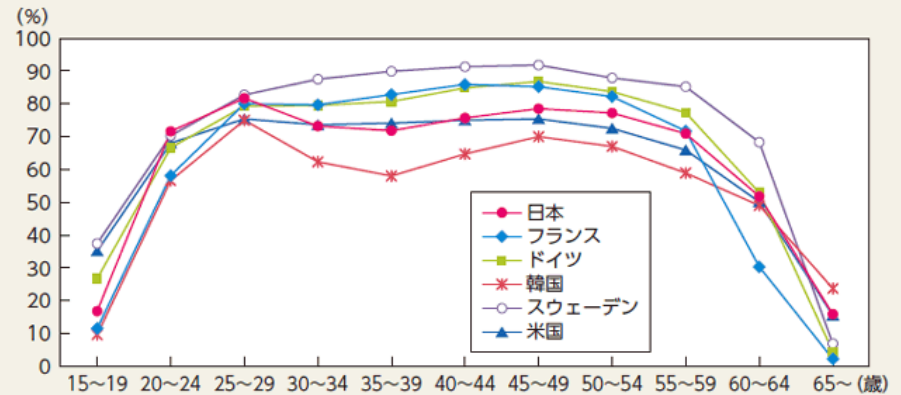
(注) 米国データは1998年。米国と日本は49時間以上働いた比率。

原資料はILO, "Working Time and Workers' Preferences in Industrialized Countries: Finding the Balance" (2004)

(資料) 内閣府「平成18年版国民生活白書」

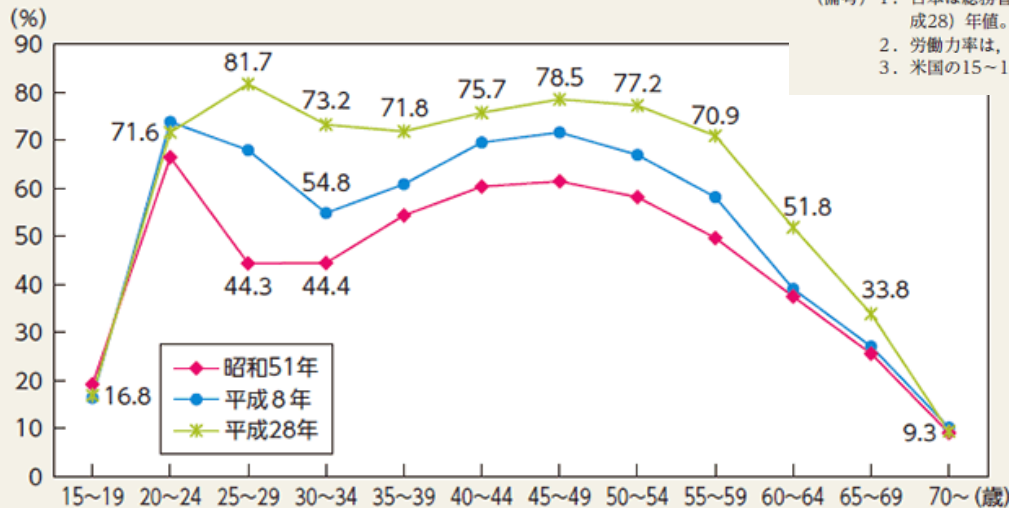
M字の山は上がったが非正規

I-2-4図 主要国における女性の年齢階級別労働力率



- (備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成28年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。いずれも2016(平成28)年値。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

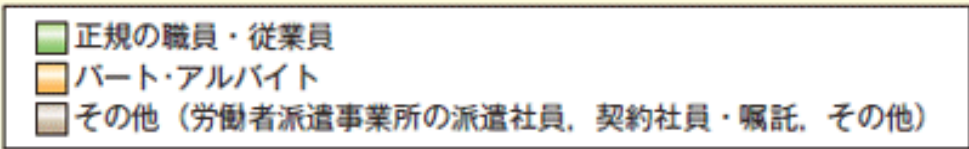
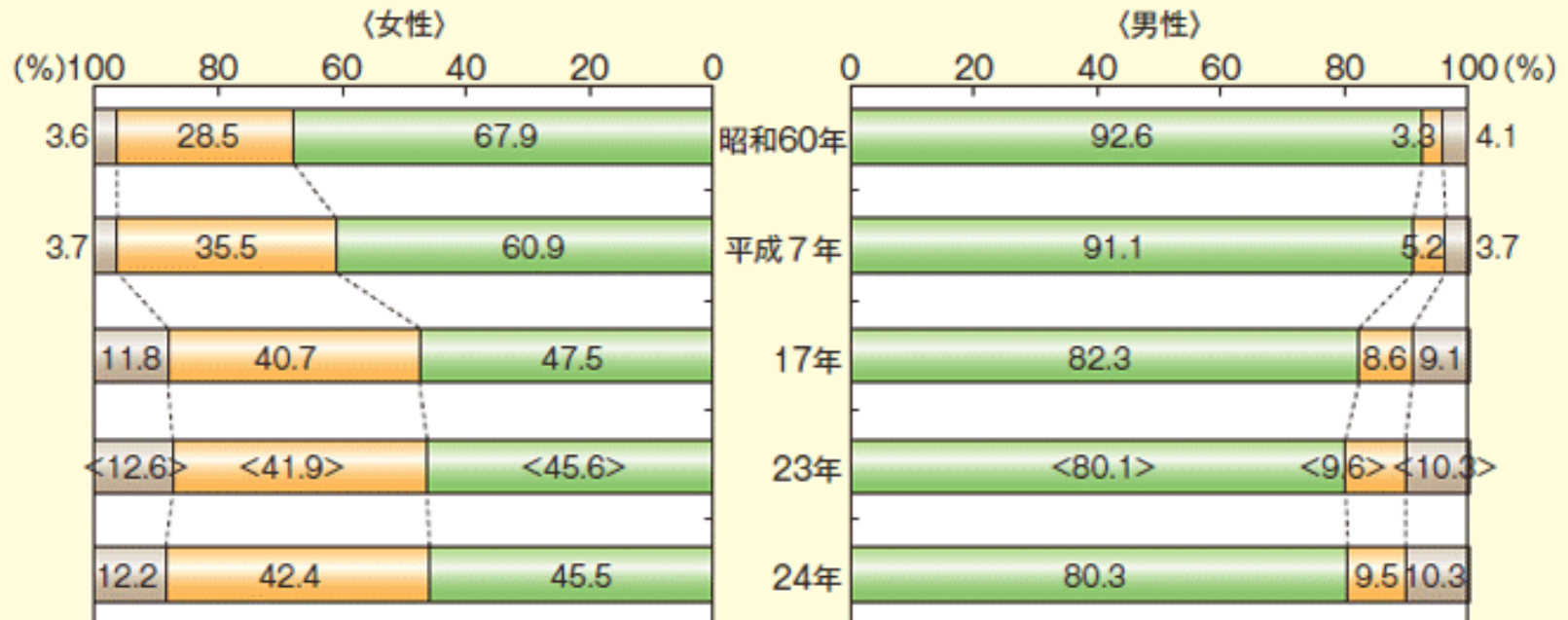
I-2-3図 女性の年齢階級別労働力率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

女性の正社員は少数派に

第1-2-8図 雇用形態別に見た役員を除く雇用者の構成割合の推移（男女別）

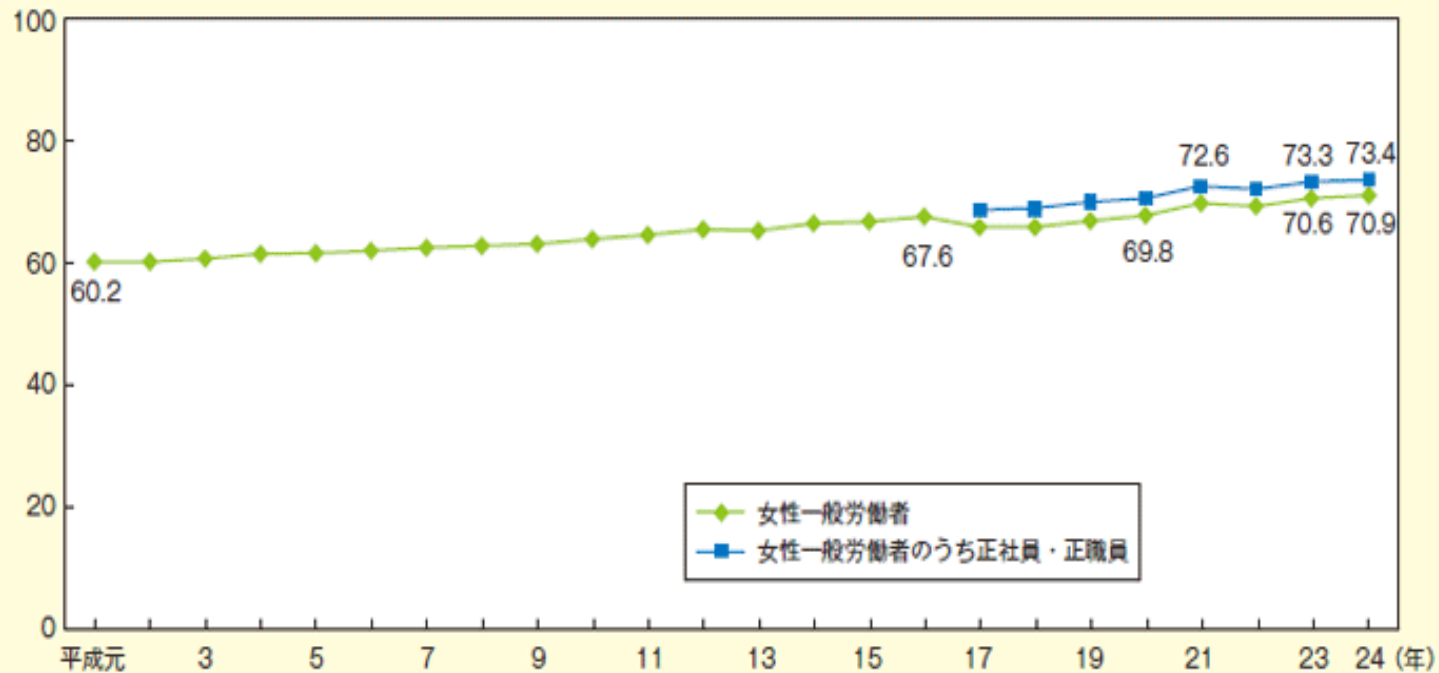


(備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 平成23年の<>内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

フルタイム男女の賃金差推移

第1-2-16図 男女間所定内給与格差の推移

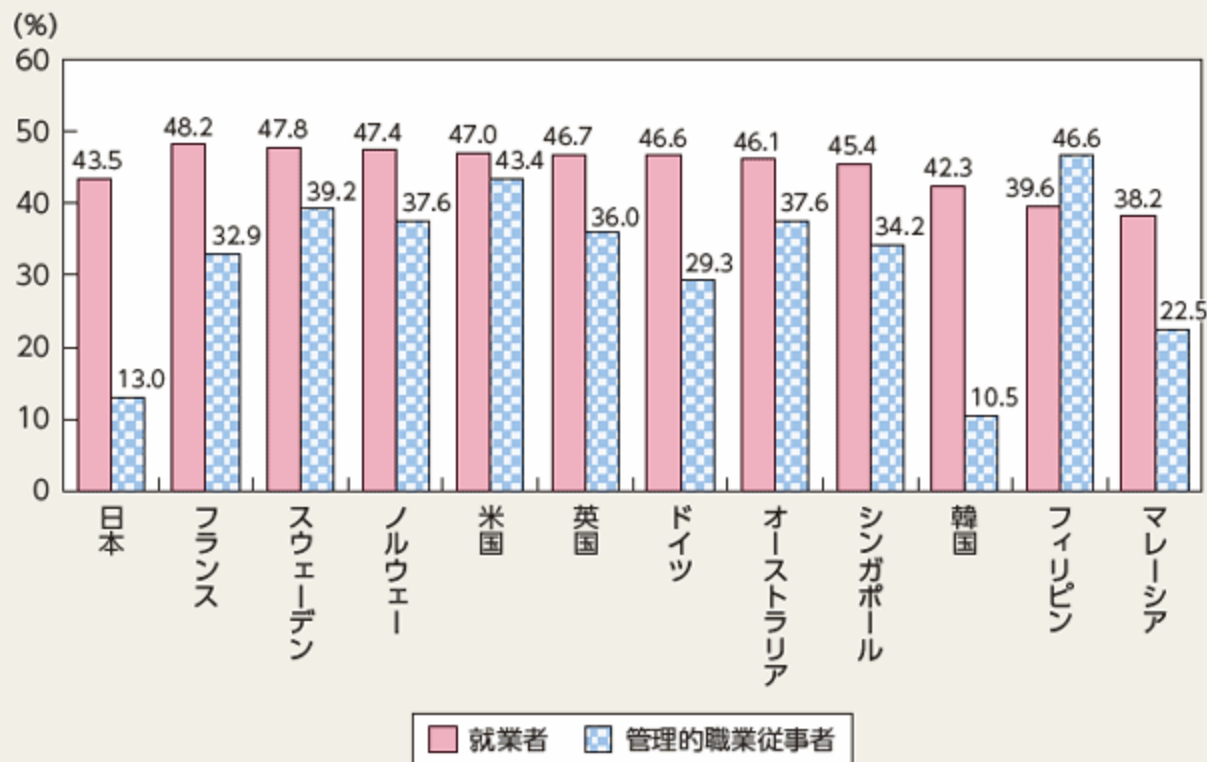
(男性の所定内給与額=100)



- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

役職別女性割合の推移

I-2-14図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

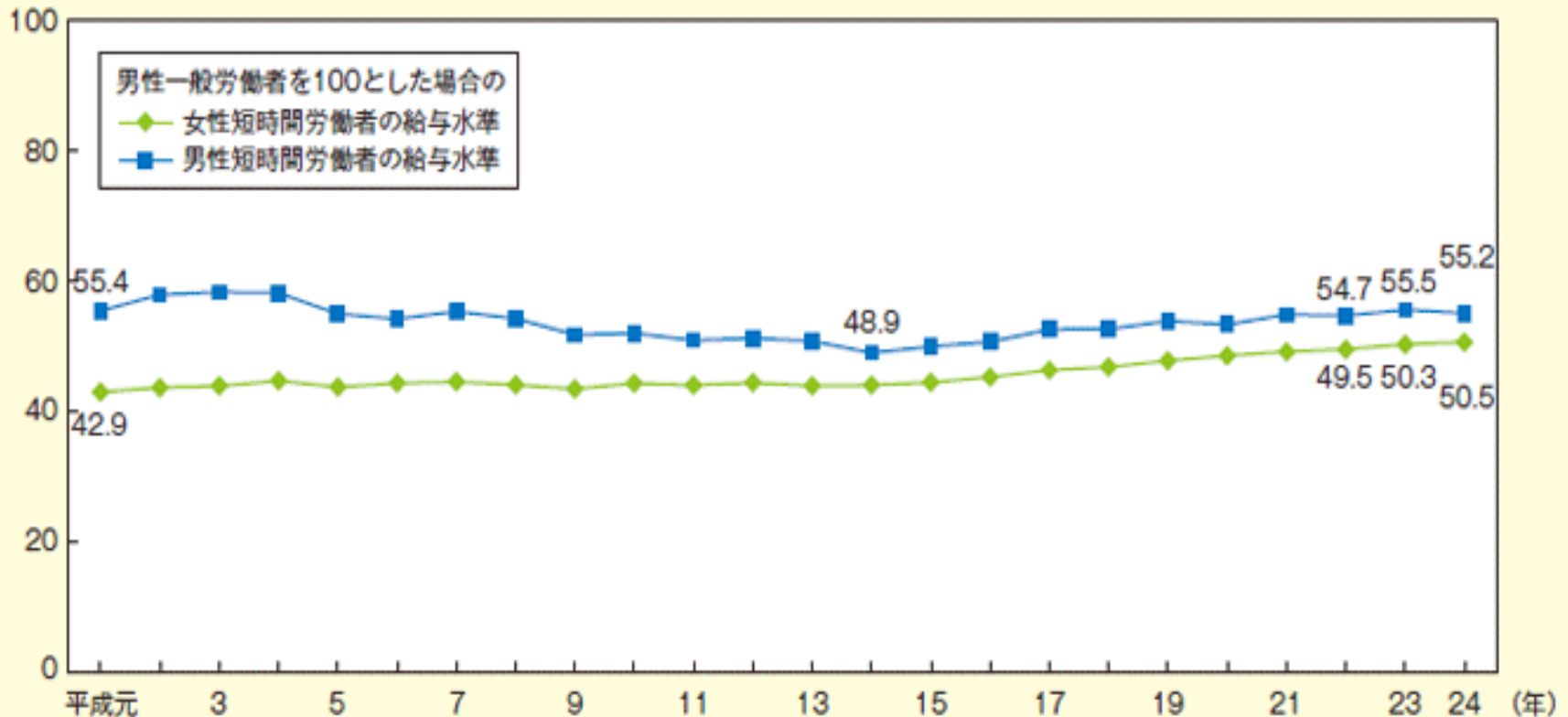


- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成28年），その他の国はILO “ILOSTAT” より作成。
2. フランス，スウェーデン，ノルウェー，英国及びドイツは2016（平成28）年，米国は2013（平成25）年，その他の国は2015（平成27）年の値
3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

パート労働者の 時間あたり給与推移

第1-2-17図 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移

(男性一般労働者=100)



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

雇用形態だけで大きな収入差

(2011年厚労省調査)

- 均等待遇の規定の未整備
- 有期契約労働者の74%が年収200万円以下(前回2009年では58%、16ポイント増)
- 正社員と同じ職務内容→200万円以下は60%(同41%、20ポイント近く増)
- 正社員より高度な技術の職務→200万円以下は44%(同33%)

1985年は女性の貧困元年？

- 労働の規制緩和と「小さな政府」づくり
- 男女雇用機会均等法と引換の女性保護撤廃、労働者派遣法、第3号被保険者制度のセット
- 中曽根行革と小泉構造改革→1980年代の行政改革、民営化（国鉄、電電公社から郵政へ）、所得税の最高税率引き下げ／2000年代からの三位一体改革→保育園財源の自治体移管、介護など福祉の削減、公務員削減による公務サービスの削減

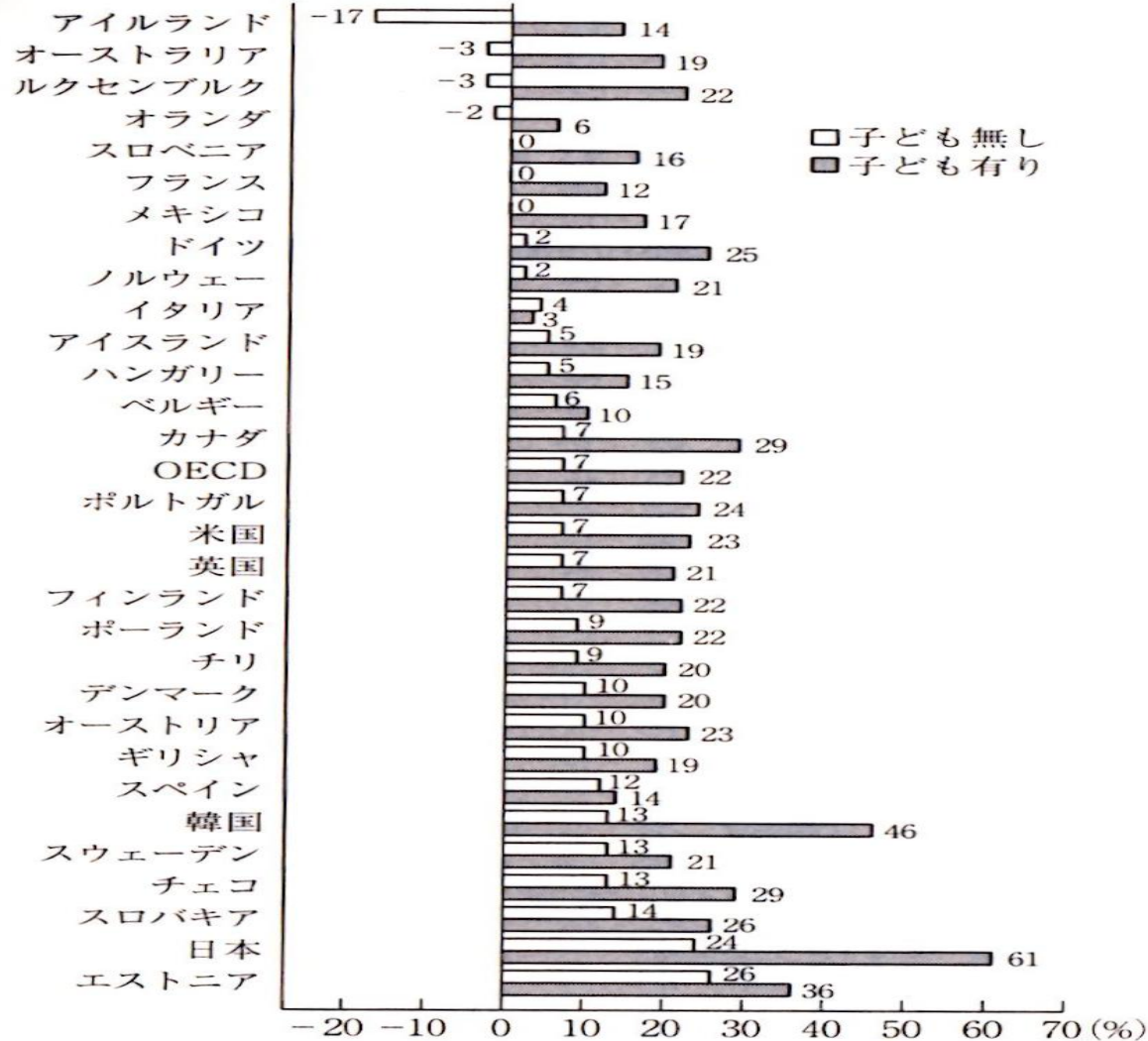
背景に「家事ハラ」

- 家事労働を担う人の蔑視、職場からの排除
低待遇化＝家事労働へのハラスメント
- 介護職・保育職の低賃金
- 家事と両立できる労働時間の働き方の軽視と低賃金

「小さな政府」の福祉システム

- 社会保障費の対GDP比はOECD中、米に近い最低水準。低所得層への税・社会保障給付が手薄／児童扶養手当の削減。
- 女性への直接分配（賃金）と再分配（税による社会保障を通じた分配）の低さのダブルパンチ

25～44歳フルタイム労働者の男女賃金ギャップの対男性賃金比率(中央値ベース)



働く母に不利な社会

(注)2007～10年の諸資料にもとづくOECD事務局推計。子どもの定義は16歳未満。日本は08年値(テレビ報道)。国の並びは子ども無しの男女賃金ギャップの低い順。

(資料)OECD(2012), Closing the Gender Gap: Act Now-図13.3 「OECD諸国を通じて母親であることは高くつく」

図表1-4 子どもの有無による男女賃金格差の違い(国際比較)

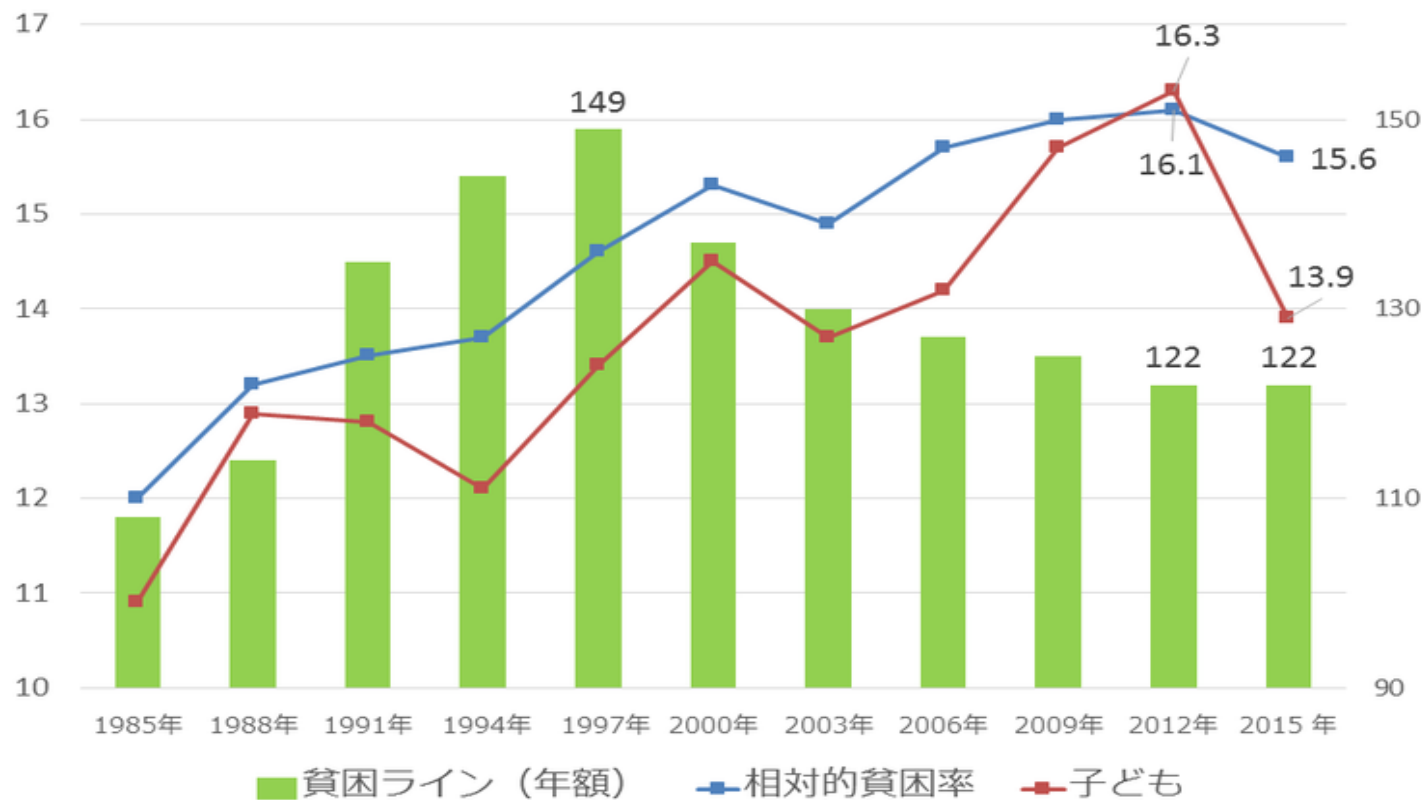
アベノミクス下での生活保護削減と税と社会保障の一体改革

- ・ 子どもの貧困と女性の貧困の密接な関係(OECD): 日本の子供の6人に1人が貧困
- ・ 「教育出費は原則親(=父親)」の日本／税制による再配分は低所得者向けの現金給付や税控除が不十分。税負担や社会保険料は重い(国民年金が高く、課税最低限が低い)→配偶者控除問題

貧困率は高止まり、貧困ラインも低いまま、だが子どもの貧困率は下がる

(2015年国民生活基礎調査から)

貧困率と貧困ラインの推移



半端労働の増加と貯蓄の取り崩し？

- ・労働時間の短時間化と呼び出し労働の増加で、ちょっと働ける仕事が増える
- ・とりあえず働いて生活費を稼げるシングルマザーは増えた可能性
- ・だが、安定して経済的自立ができる働き方は減少
- ・貯蓄ゼロの母子世帯：2012年に36.5%
→2015年には37.6%

「女性活躍」の裏で

- 「正社員」採用なのに個人事業主、完全歩合給→ノルマ達成できず社会保険料など引くとほぼゼロ→キャバクラでバイト(20代女性)
- 15歳少女バイト、太陽光パネル設置で屋根から転落労災死
- 「女性の賃金は過去最高」=正社員は管理職登用がやや進み、賃金増加も。ただ、6割近くの非正規は最低賃金の引き上げでやや上がるが生活費には不足

貧困高齢女性を生む要因

- 在職中に低賃金（非正規、コース別人事）→ 低年金
- 結婚や出産で働き続けられない長時間労働（再就職で非正規＝低賃金）→ 無年金も
- 「結婚すれば大丈夫」なのか？ → 死別や離別が貧困化の原因に
- 中高年シングル調査：高齢女性の就労率は60歳代で69・7%（わくわくシニアシングلز、2017年）、低年金で死ぬまで働く？

増える働く高齢女性

- 労働政策研究・研修機構によると、妻が高齢者の共働き世帯数は、2014年が39万世帯で2002年の2.8倍
- 65歳から69歳の就業者が働く主要な理由は、「経済上の理由」(51.9%、男性54.8%、女性48.2%)が最も高く、第2位の「生きがい、社会参加のため」(14.9%、男性11.1%、女性19.7%)を大きく上回る

質の低い労働が多い高齢者

- シルバー人材センターなどを通じて、短期のすきま仕事の分野に高齢者を利用する政策が提案されがち。
- 介護や保育の施設などの清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛て名書き、植木の剪定、障子・襖張り、観光案内、福祉・家事援助サービス等。シルバー人材センターの事業例として、1歳～4歳児を対象とした一時保育サービス、ひとり暮らしの高齢者の安否確認、家事支援

- 多くのシルバー人材センターでの仕事は、「請負」や「委託」の形式が多く、「雇用」ではないので、最低賃金、労働災害保険も適用がなかった
- 働く側が声を上げたことで国民健康保険でカバーされるようになり、シルバー保険も創設
- **高齢女性労働運動の必要性**